

# 海岸よろず相談所だより

平成22年6月22日  
第16号  
国土交通省  
宮崎河川国道事務所  
宮崎海岸出張所発行

口蹄疫の感染拡大防止のため消毒の徹底をお願いします！



当所の消毒作業の様子

## 記事

- ◇ 7月は〈海岸愛護月間〉です！
- ◇ 宮崎海岸の環境をかんがえよう！
- ◇ 宮崎海岸侵食対策の取り組み状況

## 7月は〈海岸愛護月間〉です！

推進  
標語

～美しく、安全で、いきいきした海岸をめざして～

海岸は、人と海とのふれあいの場として、生活にうるおいをもたらす貴重な空間となっています。近年、様々な用途に利用される一方で、それが海岸空間の環境を悪化させる原因ともなっており、良好な海岸環境を保全することへの国民の期待がますます高まっています。

このため、国土交通省では、国民の共有財産である海岸を貴重な生活空間として、いつまでも良好な状態に保つとともに、安全かつ適正な利用のため、海岸愛護思想の普及と啓発を図ることを目的とし、昭和47年から毎年7月を〈海岸愛護月間〉とし、月間の推進標語を上記のように定めて、地方公共団体や市民団体の協力を得て全国でイベントや海岸清掃などの運動を実施しています。

なお、海の恩恵に感謝するとともに海洋国日本の繁栄を願う日として「海の日（今年は7月19日です。）」が祝日とされています。宮崎河川国道事務所においてもその趣旨を踏まえて「海の日」の意義を広めることに努めています。

## 宮崎海岸の環境をかんがえよう！

上記のように、7月は〈海岸愛護月間〉です。梅雨が明け、本格的な夏をむかえるとみなさんも海とふれあう機会がふえると思います。

そこで、今後末永く海と親しくふれあうために、わたしたちはどうしたらよいかをいっしょにかんがえてみましょう。

宮崎海岸にはたくさんの動植物が暮らしています。中には絶滅の危機に瀕している貴重な動植物がいます。砂浜は動植物にとって非常にきびしい環境ですが、産卵・ふ化や子育てまでする動物もいます。

一方で、ゴミの不法投棄や、砂浜への車の乗り入れなどが環境におよぼす影響を指摘されています。



ゲンバイヒルガオ  
宮崎県レッドリスト：絶滅危惧ⅠB類



アカウミガメおよびその産卵地は県指定天然記念物です



ゴミの投棄は不法行為で罰せられます！



コアジサシ  
環境省レッドリスト：絶滅危惧Ⅱ類



コアジサシは、砂浜や河原で産卵・子育てをします



車のわだちは仔ガメが海に帰る時やコアジサシの産卵・子育てに影響を及ぼします！

## 宮崎海岸侵食対策の取り組み状況

4月26日～5月20日にかけて、フェニックス自然動物園東側の海岸に養浜を行いました。

前項で紹介したように、付近の海岸はアカウミガメの産卵地です。このことを考慮して施工方法に工夫をこらしていますので紹介します。

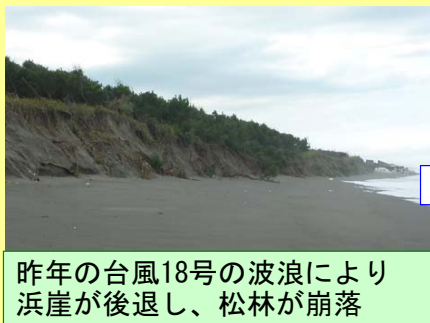
なお、作業は海岸利用者の安全確保と口蹄疫の感染拡大防止の防疫措置を徹底して行い、みなさんのご理解とご協力により事故もなく安全に終わることができました。この場をかりてお礼申し上げます。

### □養浜の目的

- 1, 土砂移動の調査
- 2, 環境などへの効果・影響の調査
- 3, 侵食対策としての土砂供給
- 4, 昨年の波浪の影響で付近の浜崖が後退していることを踏まえ、今後の波浪の影響による浜崖の後退を遅らせる

### □作業位置、内容

右写真の赤色の部分が今回の実施範囲です。  
作業は、下写真のように養浜（盛土）し、浜崖の基部（法尻）を補強しました。



工夫その1  
斜面をできるだけ柔らかくする  
→カメにとっては上りやすい

工夫その2  
産卵する場所も柔らかくする  
→卵を産む穴を掘りやすい

このような工夫を行った結果、養浜を実施した砂浜でアカウミガメが産卵しました！



海岸に関するご相談やご意見・ご質問などありましたら

### ○海岸よろず相談所○

【国土交通省 宮崎河川国道事務所 宮崎海岸出張所】

にご連絡下さい。

TEL：0985-62-7050/FAX：0985-62-7051  
〒880-0211 宮崎県 宮崎市 佐土原町 下田島 9515-6

【旧 宮崎地方事務局 佐土原出張所】

※宮崎河川国道事務所ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>

※海岸情報（宮崎海岸Publication）

<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/html/kasen/sskondan/index.html>



平成 22 年 6 月 22 日  
海岸よろず相談所

## 海岸よろず相談所だより第 15 号の記載に関するお詫びと訂正

平成 22 年 5 月 21 日発行の海岸よろず相談所だより第 15 号の記載に一部誤り  
がありましたのでお詫び申し上げ、下記のとおり訂正致します。


なお、宮崎河川国道事務所ホームページに掲載している海岸よろず相談所だ  
より第 15 号は、訂正したものを本日より掲載しています。

今後ともご愛読の程よろしくお願いいたします。

### 記

訂正箇所は、下に示す  の部分です。

写真の花の名まえは、「ハナニガナ」ではなく「ハマニガナ」です。

<b>海岸よろず相談所だより</b>	平成22年5月21日 第15号 国土交通省 宮崎河川国道事務所 宮崎海岸出張所発行	<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">ハナニガナ</span>
<b>記事</b>		 海岸は花香る季節です！
◇『宮崎の海岸を美しくする会』による 『第2回 石崎浜の海岸清掃』実施報告！ ◇次回『宮崎海岸市民談義所』開催予定のご案内		

### ○お問い合わせ先○

海岸よろず相談所〔国土交通省 宮崎河川国道事務所 宮崎海岸出張所〕

でんわ：0985-62-7050 ファックス：0985-62-7051

宮崎河川国道事務所ホームページ

〔URL : <http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>〕

海岸情報（宮崎海岸 Publication）

〔URL : <http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/html/kasen/sskondan/index.html>〕